

(様式第1号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 _____ 円
(補助対象事業費総額 金 _____ 円)
- (2) 算出の基礎 詳細別紙「収支予算書」のとおり

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容 別紙「事業計画書」のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第2項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) 本指令書受領の上は速やかに指令書全文の写しを添えて請書を提出すること。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金の交付決定について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第6号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第7号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由(中止の場合は、その期間))

(様式第8号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第9号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払申請書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により補助金の概算払を受けたいので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

1. 概算払を受けようとする理由

2. 概算払を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

金 円

(算出基礎)

(様式第 10 号)

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市市民活動推進助成事業補助金概算払申請については、次のとおり条件を付して承認することとしたので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 概算払金額 金 円

2 交付条件

補助事業が完了したときは、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 16 条に定める書類を市長に対し事業完了後 10 日以内に提出するものとする。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあつては、事業実施の属する年度の末日に作成するものとする。また、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 18 条に基づき補助金を精算し、余剰金が生じた場合は通知を受けた日から 20 日以内に返還しなければならない。

(様式第 11 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した補助金について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 12 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 その他必要事項

(1) 補助金の交付決定額とその精算額

(2) 補助事業の実績

4 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(内 訳)

項 目	金 額
事業支出金額	円
受けようとする補助金額	円
(内概算払済額)	円

(様式第 13 号)

大 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第 14 号)

年 月 日

大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称及び代表者の役職・氏名)

大阪市市民活動推進助成事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 18 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余(又は不足)額	金	円

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 15 号)

大阪市指令 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市市民活動推進助成事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由